

第3次千葉市DV防止・被害者支援計画(令和5～9年度) 進捗状況調査票

※自己評価欄 ○…概ね実施できた △…一部実施できた ×…実施できなかった ー…今後実施予定

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	実施内容/進捗状況	実施内容に対する令和5年度実績値	令和5年度自己評価		
基本目標1 暴力根絶と人権尊重のための啓発・周知の推進	1. 幅広い対象者への多様な手段による広報・周知の推進	(1)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	こども家庭支援課	市政だよりやホームページ、リーフレット等の配架等により、広く周知、啓発を行う。暴力の内容についても記載し周知を図る。	DV防止リーフレットを作成し、相談先カードとともに市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行った。	市内972か所	○		
				男女共同参画課	男女共同参画センターで、DVに関する市民向け講座を実施する	公民館と共催し、地域住民に向けたDV被害者支援講座を行った。	実施講座数2回 受講者数計30人	○		
			(2)幅広い対象者への多様な手段での周知	■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	こども家庭支援課	DV・暴力に関する記事の掲載された広報媒体等を活用し、母子健康手帳発行時に妊娠中の女性及びパートナーへ配布する。	配偶者暴力相談支援センターの連絡先を「子育てナビ」に掲載し、妊娠届出時に全数配布した。	妊娠届け出数5,850件	○	
					健康支援課(区健康課)					
				■若年層に対し、学校での授業や広報媒体を活用し、デートDVや暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う	教育委員会 教育指導課	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。	教員向けの研修会等でデートDV予防プログラムを周知したが、時間確保等の面から、実践にはつながらなかった。			×
					男女共同参画課	高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。	淑徳大学、植草学園短期大学において出前講座を実施した。	出前講座参加校2校 受講者数計85人	○	
			■さまざまな国籍の方へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	こども家庭支援課	若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布するとともに、若年層向けに情報提供するホームページを作成する。	デートDV予防啓発リーフレットにこどもの権利条約についても盛り込み、市内全中学2年生へ配布した。	8,700部	○		
				国際交流課		外国語パンフレットを国際交流プラザに配架するとともに、ホームページに掲載し、外国人市民へ情報提供を行った。	年間相談件数1,736件うち、DVIに関する相談28件	○		
			■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	こども家庭支援課	さまざまな言語に対応したDV・暴力に関する情報を掲載する媒体を作成し、配布する。		さまざまな言語に対応できるよう、DV防止リーフレットをやさしい日本語で作成し、市内公共施設や保育所、医療機関等に配布した。	5,000部	○	
						地域福祉課	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)	庁内外の関係機関職員に対して周知し、研修内で被害者支援や加害者対応についての講義を行った。	実施回数:4回 受講者数:74人	○
		健康支援課		母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVIに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)		健康課職員向けの虐待予防研修会や母子保健研修会において、DVIに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講勧奨を行った。	虐待研修・受講勧奨したDVIに関する県研修 ①女性支援・児童虐待相談新任職員研修 ②女性支援・児童虐待相談担当職員研修 ③女性支援(DV被害者支援)職務担当者自立支援スキルアップ研修	○		
					こども家庭支援課	母子保健業務に携わる職員に対し、DVIに関する職員向け研修を案内し、被害者支援や加害者対応について講義した。また、事例のスーパービジョンを開催し、研修機会を確保した	母子保健業務に携わる職員の参加者数 職員向け研修:4人 スーパービジョン:11人	○		
		(3)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進		■「女性に対する暴力をなくす運動」や「パープルリボンキャンペーン」等、DV防止のための各種イベント等を関係機関などとも協働しを実施する。また、「オレンジリボンキャンペーン」等児童虐待防止に関する各種啓発活動に併せてDV防止についても周知する。	男女共同参画課	女性に対する暴力をなくす運動(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の権利の尊重をうたったもの)を実施する。	内閣府作成のポスター・リーフレット及び千葉県作成のリーフレットの掲示・配布した。		○	
					こども家庭支援課		11月に千葉県、千葉県警と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを実施し、啓発物品を配布しDV防止についての周知啓発を行った。また、各区 要対協実務者会議でポスターを配付し、周知啓発を行った。	街頭キャンペーン11月15日実施	○	
			男女共同参画課		男女共同参画センターでDVIに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センター(情報資料センター)で展示を行ったほか、DVIに関する講座を実施する際に、関連図書の紹介を実施した。また、女性に対する暴力をなくす運動の一環として市民参加型イベント「パープルリボンづくり」を実施。情報企画展示「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて」においてパネルや関連資料の図書資料展示を実施した。	「パープルリボンづくり」参加者数のべ35人	○		
			男女共同参画課		オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、DV防止についても周知する。	女性・子どもへの暴力防止に賛同するキルトのツリーへオレンジとパープルリボンをつけてもらうキャンペーンを千葉市ハーモニープラザエントランスで実施した。	啓発物品(クリアファイル)350個	○		
		(4)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	(再掲)■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。							
				(再掲)■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVIに関する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。						

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	実施内容/進捗状況	実施内容に対する令和5年度実績値	令和5年度自己評価				
基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進	2. 被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	(5) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■ 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。 ■ 子ども自身に他者を尊重することや暴力を防止することを伝えるために、保護者や子どもへの教育を推進する。	幼保指導課	区役所職員研修やDVスーパービジョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的な支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切に育てる。	DVIに関する研修の周知を行うとともに、各園等においても園内研修等で指針と照らし合わせながら子どもへの関りを園全体で考え、振り返ることができるようにした。また、振り返ったことが子どもに対しての関りに活かされるようにした。		○				
				こども家庭支援課					区役所職員研修やDVスーパービジョンについて広く周知、参加を促し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的な支援方法について学ぶ機会を作った。	保育所(園)、幼稚園職員参加者数 区役所職員研修 10名 DVスーパービジョン 19名	○	
				教育委員会教育指導課					小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施した。	市立学校166校を対象に実施	○
				男女共同参画課					自己防衛講座「暴力から子どもを守るためのCAPおとなのワークショップ」(2/17)を実施した	受講者数13人	○	
				こども家庭支援課					子どもや保護者を対象とし、他者を尊重することや暴力によらない感情表現についての講座を実施する	2歳から中学生までの子をもつ保護者や指導者等を対象に、コモンセンスペアレンティング(CSP)を実施した。	参加者数 幼児版 29人 学齢期版 25人	○
		(6) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■ 関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	教育委員会教育指導課	(再掲) 中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。	/	/	/	/			
				男女共同参画課	(再掲) 高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。							
				こども家庭支援課	(再掲) 若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布するとともに、若年層向けに情報提供するホームページを作成する。							
				地域安全課 国際交流課 障害者自立支援課 精神保健福祉課 こども企画課 男女共同参画課 こども家庭支援課	ホームページや作成する冊子等の広報媒体を活用し、DVIに係る相談先を掲載し、相談窓口を周知する。					・ホームページや作成する冊子(子育てナビや障害福祉のあんない等)にDVIに係る相談先を掲載した。様々な言語の外国人に周知できるようやさしい日本語で作成したリーフレットを関係各所に配布した。	冊子版子育てナビ配布: 30,000冊 やさしい日本語によるDV啓発リーフレット 5,000部	○
				国際交流課	通訳が必要なさまざまな国籍の方に対し、通訳ボランティアの派遣、タブレット端末使用等により相談窓口の周知を行う。					・日常生活のさまざまな場面(行政窓口、医療、各種相談など)に、外国語の通訳・翻訳ボランティアを派遣し、相互のコミュニケーションを支援した。 ・各区役所、保健福祉センター、市民センターに多言語対応タブレットを配布し、相談窓口の利用増加を図った。	【通訳翻訳実績】 通訳: 253件 翻訳: 35件 【タブレット配布数】 17台	○
地域包括ケア推進課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	高齢者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知についてはパンフレットの配布などを市民に対し行った。高齢障害支援課と連携し、婦人相談員による相談を行った。	各区高齢障害支援課及びあんしんケアセンターに50部、各区社会福祉協議会に30部のパンフレット配架し、窓口で配布。	○								
障害者自立支援課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	障害者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	障害者福祉のあんないに配偶者暴力相談支援センターを掲載し、周知した。相談者の状況により必要時、高齢障害支援課や各区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、相談を行う体制をとった。	○									
男女共同参画課	男性のための相談を関係各課に広く周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。	○									
再掲 (4) 関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	(再掲) ■ 福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。 (再掲) ■ 乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVIに関する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取り組みを推進する。	/	/	/	/	/	/					
		/	/	/	/	/	/					
基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実	1. 相談窓口の周知の強化	(7) 相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■ ホームページや冊子等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、対象者の特性に配慮する。	地域安全課 国際交流課 障害者自立支援課 精神保健福祉課 こども企画課 男女共同参画課 こども家庭支援課	ホームページや作成する冊子等の広報媒体を活用し、DVIに係る相談先を掲載し、相談窓口を周知する。	・ホームページや作成する冊子(子育てナビや障害福祉のあんない等)にDVIに係る相談先を掲載した。様々な言語の外国人に周知できるようやさしい日本語で作成したリーフレットを関係各所に配布した。	冊子版子育てナビ配布: 30,000冊 やさしい日本語によるDV啓発リーフレット 5,000部	○				
				国際交流課	通訳が必要なさまざまな国籍の方に対し、通訳ボランティアの派遣、タブレット端末使用等により相談窓口の周知を行う。	・日常生活のさまざまな場面(行政窓口、医療、各種相談など)に、外国語の通訳・翻訳ボランティアを派遣し、相互のコミュニケーションを支援した。 ・各区役所、保健福祉センター、市民センターに多言語対応タブレットを配布し、相談窓口の利用増加を図った。	【通訳翻訳実績】 通訳: 253件 翻訳: 35件 【タブレット配布数】 17台	○				
				地域包括ケア推進課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	高齢者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知についてはパンフレットの配布などを市民に対し行った。高齢障害支援課と連携し、婦人相談員による相談を行った。	各区高齢障害支援課及びあんしんケアセンターに50部、各区社会福祉協議会に30部のパンフレット配架し、窓口で配布。	○				
				障害者自立支援課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	障害者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	障害者福祉のあんないに配偶者暴力相談支援センターを掲載し、周知した。相談者の状況により必要時、高齢障害支援課や各区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、相談を行う体制をとった。	○					
				男女共同参画課	男性のための相談を関係各課に広く周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。	○					
2. 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	(8) 専門相談員による相談・支援の充実	(8) 専門相談員による相談・支援の充実	■ 配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	男女共同参画課	ハーモニー相談(女性相談)を実施し、情報提供を行った。	○						
				こども家庭支援課(区こども家庭課)	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。	相談件数 3,257件	○					
				男女共同参画課 こども家庭支援課(区こども家庭課)	婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	○					
				男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング等の個別相談を実施する。	必要に応じて弁護士による法律相談を実施した。	実施件数2件	○				
				こども家庭支援課(区こども家庭課)	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談を実施した。	法律相談 48件 カウンセリング 0件	○					

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	実施内容/進捗状況	実施内容に対する令和5年度実績値	令和5年度自己評価		
基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実	2. 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	(9)被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な状況にある女性に対し、電話やメール、SNS、アウトリーチ等、相談手段の充実を図る。	男女共同参画課	困難な状況にある女性に対し、民間団体と協働し、電話やメール、SNS、アウトリーチ等様々な手法で相談対応を実施する。	次のとおり女性に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施した。 ・女性のためのつながりサポート相談(電話・LINE・メール):2,917件 ・アウトリーチ型支援(訪問支援・同行支援):392件 ・居場所の提供:245件 ・女性専門家による相談会 ・公共施設等での生理用品の配布	・女性のためのつながりサポート相談(電話・LINE・メール):2,917件 ・アウトリーチ型支援(訪問支援・同行支援):392件 ・居場所の提供:245件 ・女性専門家による相談会:8回開催、79件 ・公共施設等での生理用品の配布:2,000パック	○		
			■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるよう関係機関等と連携を図る。	国際交流課	通訳が必要な様々な国籍の方に対し、通訳ボランティアの派遣の利用やタブレット端末の使用等により、関係機関と連携を図り通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場に配慮し相談にあたる。	・日常生活のさまざまな場面(行政窓口、医療、各種相談など)に、外国語の通訳・翻訳ボランティアを派遣し、相互のコミュニケーションを支援した。利用が想定される関係機関への周知を行い、利用増加を図った。	【通訳翻訳実績】 通訳:253件 翻訳:35	○		
				男女共同参画課		日本語の未習熟な方からの相談には「やさしい日本語」により、わかりやすく誤解をうまない表現をするよう一層の配慮を行った。		○		
				こども家庭支援課(区こども家庭課)		様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたった。		○		
			■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。	地域包括ケア推進課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	(再掲)高齢者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら、関係機関と連携し支援を行う。					
				障害者自立支援課(区高齢障害支援課) こども家庭支援課(区こども家庭課)	(再掲)障害者の相談においては、DVの可能性も視野に入れながら、関係機関と連携し支援を行う。					
	■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	男女共同参画課	(再掲)男性のための相談を関係各課に広く周知実施する。							
基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底	1. 一時保護体制の強化	(10)関係機関との連携による一時保護体制の継続	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を継続する。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。		○		
			(11)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を強化するため、民間シェルター等への支援を行う。	こども家庭支援課	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	シェルターを運営する民間団体に補助金を交付した。		○	
			(12)広域的な対応の継続	■被害者の安全を確保するため、市外への避難を可能とするよう、民間シェルターとの連携を図る。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	市外への避難をする際には、民間シェルターとの調整を図るとともに、安全に一時保護ができるよう配慮する。	市外への避難をする際には、安全に一時保護ができるよう民間シェルターとの調整を図れるよう、必要時民間シェルターと情報共有した。		○	
			(13)被害者の安全を守るための制度の利用の充実	■安全を確保するため一時的に宿泊施設へ避難した被害者に対し支援を行う。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	安全を確保するため宿泊施設へ避難した被害者に対し、緊急的な支援や生活再建に必要な支援を行う。	必要に応じ、民間支援団体と連携しながら、宿泊施設に避難した被害者への生活再建等の必要な支援を行った。		○	
				■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	保護命令の裁判所書面提出・安全対策票提出 4件	○	
				■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行った。	保護命令書面提出 4件 住民票支援措置証明 333件	○	
			(14)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを適宜更新するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	こども家庭支援課	全庁的に活用できる、加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成し、周知を図る。	千葉県配偶者暴力相談支援センターの加害者対応マニュアルを参考に、全庁的に活用できるマニュアルの作成を検討している。		-	
					こども家庭支援課	職員などを対象とした研修で、加害者対応について多くの職員が学ぶ機会を設ける。	庁内外の関係機関職員を対象とした研修内で加害者対応についての講義を行った。	職員向け研修 4回 74人	○	
			2. 児童虐待対応との連携強化	(15)母子緊急一時保護中の子どもの安全確保の徹底	■児童相談所職員や婦人相談員等がDVや児童虐待対応についての研修に参加する等により、DVと児童虐待の相互理解を図る。	こども家庭支援課(区こども家庭課) 東部児童相談所 西部児童相談所	児童相談所職員や婦人相談員等が、庁内外で開催されるDVや児童虐待対応についての研修を受講する。	児童相談所職員や婦人相談員等が、庁内や千葉県で開催されるDVや児童虐待対応についての研修を受講した。		○
					■母子一時保護中の児童について、必要時児童相談所等と連携し、児童の安全確保を徹底する。	こども家庭支援課(区こども家庭課) 東部児童相談所 西部児童相談所	母子一時保護の際は、児童の状況を把握し、アセスメントシート等の活用により必要時は速やかに児童相談所へ報告をする。	母子一時保護の際は、必要時は児童相談所への報告ができるよう、児童虐待対応職員と協働し、児童の状況を把握した。		○
■子ども家庭総合支援拠点を中心に、DVと児童虐待の双方の視点を持ちながら母子の安全確保に努める。	こども家庭支援課	子ども家庭総合支援拠点の児童虐待対応職員や婦人相談員等が協働し、双方の視点を持ちながら支援を行う。			子ども家庭総合支援拠点の児童虐待対応職員や婦人相談員等が協働し、双方の視点を持ちながら支援を行った。		○			

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	実施内容/進捗状況	実施内容に対する令和5年度実績値	令和5年度自己評価
基本目標Ⅳ 被害者・子ども のケアと生活 再建の支援	1. 被害者の 生活再建の 推進	(16)情報管理 と安全確保 の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	こども家庭支援課	職員などを対象とした研修で、加害者への情報漏えいが起こらないよう、加害者対応について多くの職員が学ぶ機会を設ける。	職員向けの研修で、加害者への情報漏えいが起こらないよう、加害者対応についての講義を行った。	職員向け研修 4回 74人	○
				業務改革推進課	個人情報を保護し、漏えいを防止するための仕組みを整備する	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修を実施している。	情報セキュリティ研修 受講率:99.6%	○
				こども家庭支援課	住民基本台帳支援措置対象者等の情報について、取り扱いに配慮すべき事項をまとめ、各所管課に周知する。	住民基本台帳支援措置対象者等の情報について、個人情報の漏洩の可能性があった事案について情報収集し、取り扱いに配慮すべき事項としてまとめることを検討している。	-	-
				幼保運営課 (区こども家庭課)	保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	各区こども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。	○	
				学事課	転出入時にDV避難に係る個人情報が漏洩しないよう学校への指示を徹底する。転出入関係書類については教育委員会同士のやりとりを原則とする。	DV関連の転出入に関する自治体間相互連携件数87件	○	
		(16)情報管理 と安全確保 の徹底	■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	区政推進課 (区市民総合窓口課)	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。	○	
		課税管理課		DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	・支援措置申請書の写し又は通知書に基づき、市税事務所市民税課・市税出張所において税務オンライン端末により、税証明の交付制限に係る登録を行った。 ・各市税事務所市民税課及び各市税出張所において交付制限の新規・変更・終了のリストを作成(更新)し、オンライン登録及び当該リストをもとに支援措置申請者に係る税証明発行申請があった際の発行可否の確認を行った。	○		
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底した。	○	
		(17)二次的 被害の防止 体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	こども家庭支援課	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。	二次被害を防ぐため、職員向けの研修を実施し、庁内外の職員に対し、講義を行った。	職員向け研修 4回 74人	○
		(18)行政機 関等で行う 諸手続きの 支援体制の 整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談情報を共有化するための体制づくりを行う。	こども家庭支援課	相談情報を共有化するための体制づくりのため、マニュアルを作成する。	共通相談シートの様式や関係機関への周知方法等、共通相談シートの活用の有無を含め、体制づくりを再検討し、マニュアルを作成することを検討している。	-	
				幼保運営課 (区こども家庭課)	保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。	各区こども家庭課にて必要に応じて情報提供を行った。	○	
			■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。	学事課	転出入時にDV避難に係る個人情報が漏洩しないよう学校への指示を徹底するとともに、関係機関と連携した。	DV関連の転出入に関する自治体間相互連携件数87件	○	
		(19)被害相 談証明書の 発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	こども家庭支援課	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意し各種証明の発行を行った。	証明発行256件 支援措置証明 333件	○
		(20)同行支 援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	婦人相談員や民間団体への委託により同行支援を実施する。	民間団体との委託契約は行ったが、民間団体による同行支援の実施はなかった。婦人相談員は適宜同行支援を実施した。	○	
		(21)経済的 な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	保護課 (区社会援護課)	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。	延相談:4,658件 申請:3,512件 開始:3,028件 (R5年度)	○
				こども家庭支援課 (区こども家庭課)	相談内容に応じて、生活保護の相談や児童扶養手当等の申請等を案内し、担当に繋ぐことにより経済面の支援を行った。	○		
		(22)就労の 支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	こども家庭支援課 (区こども家庭課)	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じた。	○	
				住宅整備課	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。	DV被害者に対して、市営住宅入居申込の際にポイントを付与する優遇措置を実施した。	16件	○
				住宅整備課	DV被害者の実状に応じた市営住宅入居制度等を整備し、被害者の住宅確保の支援を行う。	①配偶者からの暴力を受けた被害者について、単身で入居することができる要件及び居住地に係る要件を緩和した。 ②緊急時に被害者が一時入居できる制度を整備し、実施した。	5件	○
		(23)住居の 確保に向けた 支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	住宅政策課	市の住宅施策に関する情報提供や助言を行うとともに、入居の際の家賃債務保証料等の一部を補助する。	すまいのコンシェルジュにて民間賃貸住宅に関する情報提供を行い、被害者の住宅確保のための支援を行った。	すまいのコンシェルジュDV被害者利用数 相談:1件	○
		健康支援課 (区健康課)		居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図る。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図った。	乳幼児健診受診者 ・4か月児健診 5,642人 ・1歳6か月児健診 6,062人 ・3歳児健診 6,521人	○	
		(24)各種支 援制度の情報 提供・活用 の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	医療政策課	本市に住民登録のないDV避難者が、本市での定期予防接種の実施を希望した場合は、市民と同様に予防接種を受けることができるよう措置を講じている。	5名	○	
		こども家庭支援課 (区こども家庭課) 男女共同参画課		保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票がなくとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行った。	○		
		こども家庭支援課 (区こども家庭課)		母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、必要に応じて、婦人保護施設の入所を支援する。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、必要に応じて、婦人保護施設の入所を支援した。	母子生活支援施設延べ世帯数 278世帯	○	

基本目標	施策の方向性	施策名	取組内容	所管課	計画事業	実施内容/進捗状況	実施内容に対する令和5年度実績値	令和5年度自己評価	
			■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行う。	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。		○	
		(26)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援した。		○	
基本目標Ⅳ 被害者・子ども のケアと生活 再建の支援	1. 被害者の生活再建の推進	(27)被害者支援のあり方についての調査研究	■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進事例を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	こども家庭支援課	被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取り組みについて、推進事例を調査する。	内閣府や県主催の研修に参加し、国や他の自治体、民間団体等の取組事例について学び情報交換を行った。		○	
			■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。	こども家庭支援課	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。	スーパービジョン提出事例数:9事例	○	
	2. 被害者の長期的な精神的ケア	(28)自立支援講座の実施	■被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。注エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。	男女共同参画課	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座及び就職支援講座を実施した。	実施講座数2回 受講者数15人	○	
				こども家庭支援課	DV被害女性のための自立支援プログラムを実施する	民間団体と協力し、DV被害女性のための自立支援プログラムを実施した。	開催数(延):68回 参加者数(延):143人	○	
		(29)被害者の心身の回復支援の充実	■精神科医や心理士等による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。	こころの健康センター 精神保健福祉課	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	電話ならびに対面にて精神保健福祉相談実施。 精神保健福祉相談の中で必要な情報提供を行った。(各区健康課)	(延)71件 (健康課)相談件数2,880件うちDV5件	○	
	3. 子どもの心のケア	(30)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■被害者とその子ども達の自尊心を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。 ■児童相談所や医療機関等と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施する。	こども家庭支援課	DV被害者と子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者と子ども達の心理教育プログラム(びらぶプログラム)を12回コースで小学校低学年の子とその母向けに実施した。	参加組数:5組	○	
				こども家庭支援課(こども家庭課) 東部児童相談所 西部児童相談所	児童相談所や医療機関等と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施する。	DV被害者支援の中で児童への支援が必要な場合は、児童相談所と連携して対応し、児童の心理的ケアを実施した。		○	
	基本目標Ⅴ 施策推進のための連携 協力、体制整備	1. 関係職員の資質向上	(31)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	こども家庭支援課	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図った。		○
					こども家庭支援課	スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施する。	スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施した。	スーパービジョン5回 弁護士との事例検討会6回	○
					こども家庭支援課	弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	弁護士又等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	法律相談48件	○
		(32)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	男女共同参画課	「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。	「DV被害者支援養成講座」を男女共同参画センターで実施した。	実施講座数1回 受講者数8人	○	
2. 複雑化している相談に対応するための連携強化		(33)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別ケースの情報共有や支援内容を協議する。	こども家庭支援課(区こども家庭課)	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDV家庭について情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議1回 実務者会議18回 個別ケース検討会議397回	○	
				こども家庭支援課	人身安全連絡会議を活用し、県警と連携を図る。	人身安全関連事案連絡会に参加し、県警との連携強化を図った。		○	
2. 複雑化している相談に対応するための連携強化		(34)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。 ■児童相談所等関係機関と情報共有や事例検討を通じ、連携体制を強化する。 ■相談対応を行う関係機関、民間団体との情報共有や事例検討を行い、連携体制を強化する。 ■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。 ■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。	こども家庭支援課	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図った。	法律アドバイザー12名選任	○	
				こども家庭支援課	児童相談所等関連する機関と情報共有や事例検討を行う。	児童相談所と共に千葉県DV被害者支援連絡会議に出席し、情報共有と事例検討を行った		○	
				こども家庭支援課	相談対応を行う関係機関、民間団体と定期的に連携会議を実施し、連携を図る。	千葉県DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。		○	
	こども家庭支援課			千葉県地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。	千葉県地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議に参加し、地方裁判所及び県内市町村との情報交換を行い、連携を図った。		○		
	こども家庭支援課			医療機関等にDVリーフレットやDV相談カード等を配布することを通じて、DV支援について医療関係者への周知を図る。	DV啓発リーフレットを作成し、DV相談カードとともに市内の精神科病院や産婦人科・小児科等に配布し、相談窓口等の周知を図った。		○		
	こども家庭支援課			千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。	DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。		○		
3. 加害者対策のための調査研究	(36)被害者支援の一環としての加害者対策のあり方についての調査研究	■加害者更生プログラムについての国の方針や県、他市町村の動向を確認し、今後の加害者対策を検討する。 ■関係機関職員向け研修等において、加害者への対応に関する内容を含める等により、加害者対策につながる取り組みを実施する。	こども家庭支援課	民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取り組みについて調査する。	千葉県主催の加害者対策検討作業部会に参加し、学識経験者の知見を得て、加害者更生プログラムの実施について、千葉県とともに検討した。		○		
			こども家庭支援課	職員向け研修で加害者対応についての内容を実施する。	職員向け研修で加害者対応についての内容を実施した。	職員向け研修4回74人	○		